

貸借対照表

2025 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	876, 252, 713	流 動 負 債	2, 419, 399, 834
現 金 及 び 預 金	352, 075, 192	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	528, 646, 861
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	390, 750, 544	短 期 借 入 金	1, 300, 000, 000
未 収 金	42, 372, 382	未 払 金	272, 476, 750
棚 卸 資 産	42, 970, 568	未 払 費 用	17, 559, 712
前 払 費 用	34, 639, 910	未 払 法 人 税 等	12, 810, 000
そ の 他	13, 444, 117	未 払 消 費 税	73, 595, 000
		預 り 金	39, 919, 120
		前 受 金	63, 269, 653
		賞 与 引 当 金	82, 227, 600
		事業所閉鎖損失引当金	28, 895, 138
固 定 資 産	2, 178, 636, 840	固 定 負 債	340, 557, 729
有 形 固 定 資 産	1, 918, 554, 008	繰 延 税 金 負 債	89, 166, 000
建 物	949, 065, 554	退 職 給 付 引 当 金	156, 410, 479
構 築 物	62, 833, 654	そ の 他 固 定 負 債	94, 981, 250
機 械 装 置	579, 509, 335		
車 両 運 搬 具	3		
工 具 器 具 備 品	324, 297, 462		
建 設 仮 勘 定	2, 848, 000		
無 形 固 定 資 産	87, 925, 328	負 債 合 計	2, 759, 957, 563
ソ フ ト ウ ェ ア	73, 991, 242	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	13, 934, 086	株 主 資 本	294, 931, 990
投資その他の投資	172, 157, 504	資 本 金	30, 000, 000
投資有価証券	46, 800, 000	利 益 剰 余 金	264, 931, 990
出 資 金	1, 000	利 益 準 備 金	6, 123, 040
長期前払費用	3, 734, 716	そ の 他 利 益 剰 余 金	258, 808, 950
敷 金	5, 057, 750	固定資産圧縮積立金	165, 110, 795
前払年金費用	42, 704, 038	繰越利益剰余金	93, 698, 155
そ の 他 投 資	73, 860, 000		
		純 資 産 合 計	294, 931, 990
資 産 合 計	3, 054, 889, 553	負 債 純 資 産 合 計	3, 054, 889, 553

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物・建物附属設備及び構築物は定額法、それ以外は定率法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、算定方法は原則法を採用しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(3) 事業所閉鎖損失引当金

事業所の廃止に伴う損失に備えるため、当事業年度末までに廃止を決定した事業所に係る撤退費用の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、レジャー・スポーツ、飲食業等の沿線観光施設の運営、及び一部の運営業務を受託することにより収益を獲得しております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(代理人取引)

当社において財またはサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用口

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類への影響はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	600	—	—	600

(その他の注記)

1. 企業結合・事業分離に関する注記

(1) 重要な組織再編に関する事項

2024年1月31日開催の株式会社西武ホールディングス（以下、「SHD」という。）取締役会において、2024年4月1日を効力発生日として、当社の親会社である西武鉄道株式会社（以下、「SRW」という。）の沿線観光事業施設「西武秩父駅前温泉祭の湯」に関する事業を会社分割（吸収分割方式による。）により、当社へ承継することを決議し、同4月1日に以下の組織再編を行いました。

(i) 会社分割

(A) 会社分割の概要

①取引の目的を含む取引の概要

SRWの沿線観光施設「西武秩父駅前温泉祭の湯」については、SRWが資産保有、経営管理を行い、当社が運営受託するスキームで運営を行っていましたが、本会社分割を機に、資産保有者から当社が賃借し、収支責任をもって運営を行う体制に変更いたしました。

経営管理と運営の一体化によりスピード感を高め、お客様にこれまで以上にご満足いただける事業運営を行い、地域との連携をより一層強化することで、SRWの沿線価値向上に貢献することを企図しております。

②分割する事業内容

沿線観光施設に係る事業の一部

③日程

吸収分割契約の締結	2024年1月31日
吸収分割契約の効力の発生日	2024年4月1日

④会社分割の方式

SRWを吸収分割会社とし、当社を吸収分割継承会社とする会社分割（吸収分割）であります。

なお、本会社分割は、当社においては会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当し、SRWでは会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、両社とも吸収分割契約に関する株主総会の承認を得ることなく行いました。

⑤会社分割に係る割当ての内容

該当する事項はありません。

(B) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。